

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和元年 7月 4日

甲府市長 樋口 雄一

## 1 業務名

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運營業務

## 2 業務概要

多くの甲府市民は、身近にある遊亀公園附属動物園で、動物の鳴き声や動きに対する子どもの反応の変化から、子どもの成長を実感する場として、また集い憩う場として、世代を越えて動物園を利用し、動物から元気や勇気をいただいていた。

こうした中で、「こうふ開府500年」、「遊亀公園附属動物園開園100年」という、歴史的な節目を迎え、新たな歴史を刻み始めている。ついては、この記念すべき機会に、市民や関係機関と協働し動物園の100周年を祝うことを目的に、「甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント」を実施する。

## 3 実施日及び履行期間

イベントの実施日は、令和元年11月9日(土)・10日(日)の2日間をメインとした1週間程度と、12月中・下旬の1日とする。

履行期間は、契約締結日から令和2年3月27日(金)までとする。

## 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独企業とする。なお、協力会社の参加を認める。

- (1) 甲府市の入札参加資格登録者であること。
- (2) 過去3年(平成28年度～30年度)以内に、山梨県内の国又は地方公共団体(指定管理者が管理する公の施設を含む)の施設や観光施設において、2日間以上の連続した集客型イベントの企画運營業務の履行実績を有すること(履行中のものを除く)。
- (3) 税の滞納がない者であること(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつて、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 公告日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 公告日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

## 5 手続等

- (1) こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園開園100周年記念イベント企画運營業務公募型プロポーザル実施要項(以下「公募型プロポーザル実施要項」という。)、こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園開園100周年記念イベント企画運營業務委託仕様書及びこうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園開園100周年記念イベント企画運營業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領を、本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市まちづくり部まち保全室公園緑地課

〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号

電話055-223-6101

FAX055-233-0511

メールアドレス [tosikoen@city.kofu.lg.jp](mailto:tosikoen@city.kofu.lg.jp)